

# 所掌事務の追加および部会の設置について

第4回 子ども・子育て支援会議

平成26年3月19日

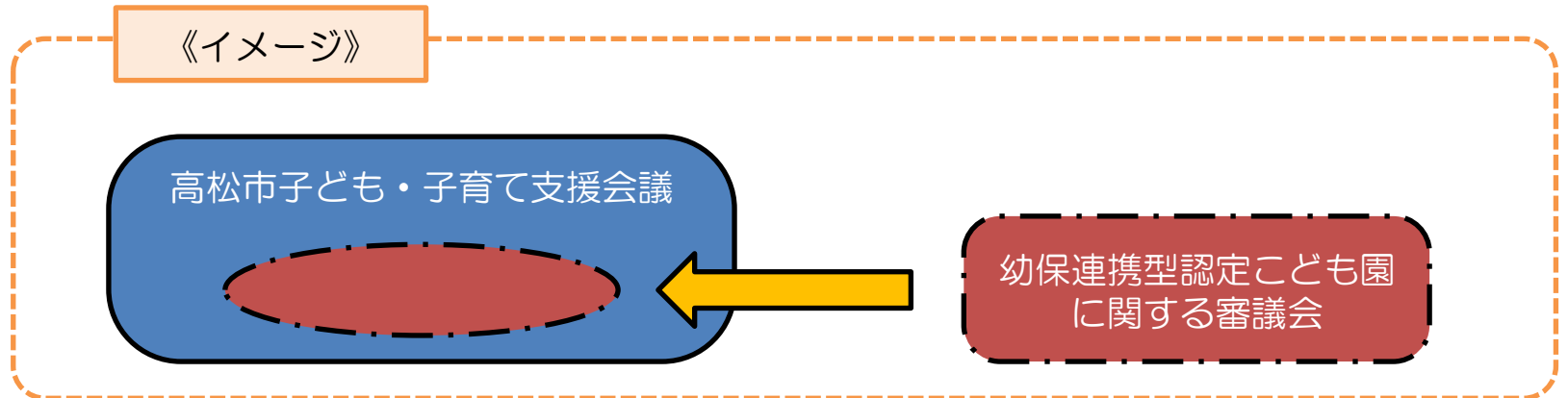
# 1. 子ども・子育て支援新制度において設置する審議会

必要な審議会	地方版子ども・子育て会議	幼保連携型認定こども園に関する審議会
根拠	子ども・子育て支援法（第77条）	認定こども園法（第25条）
設置	努力義務	必置（既存の審議会の活用可）
所掌事項	<p>①特定教育・保育施設（幼稚園，保育所，認定こども園）の利用定員の設定についての意見</p> <p>②特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定についての意見</p> <p>③市町村子ども・子育て支援事業計画についての意見</p> <p>④子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況の調査審議</p>	<p>幼保連携型認定こども園の</p> <p>①設置認可</p> <p>②事業停止、施設閉鎖命令</p> <p>③認可取り消し</p> <p>に関する意見の聴取</p>
委員	法律上の定めはないが，国からは，教育，保育，子育て支援の関係者を中心とし，かつ，子育て当事者の参画に配慮した構成とするよう求められている	法律上の定めはないが，国からは，教育・保育に係る有識者をバランスよく加えるよう求められている
本市の対応	高松市子ども・子育て支援会議として設置済み	未設置
条例	高松市子ども・子育て支援会議条例	未制定

## 2. 幼保連携型認定こども園に関する審議会の設置

- 高松市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」）に幼保連携型認定こども園に関する審議会としての機能を持たせる

項目		基本的な考え方等
(1)	理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 幼保連携型認定こども園の認可から利用定員の設定まで審議の一本化が図れる</li><li>・ 求められている委員構成が重複している（教育・保育関係者）</li></ul>
(2)	効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 似たような機能を持つ審議会の乱立を防ぐことができる</li><li>・ 審議会の運営等について効率化が図れる</li></ul>
(3)	要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 条例改正（高松市子ども・子育て支援会議条例の一部改正）</li></ul>
(4)	設置時期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成26年4月以降</li></ul>



### 3. 高松市子ども・子育て支援会議における部会の設置

- 子ども・子育て支援新制度施行準備のための審議事項のうち、専門性の高いものについては、支援会議に部会を設置し、当該部会において審議を行う

項 目		基本的な考え方等
(1)	理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 幼保連携型認定こども園の認可等の審議については専門性が高い</li><li>・ 個別、具体的な審議を全体会で諮ることは、委員の負担が大きい</li></ul>
(2)	審議事項(案)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 専門性の高い事項を基本とし、以下の項目について部会での審議とする</li><li>①支援会議の所掌事項のうち、利用定員の設定に関すること</li><li>②幼保連携型認定こども園に関する審議会の所掌事項</li></ul>
(3)	委員の人選	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 教育および保育の有識者は必須</li><li>・ その他、社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員との整合性を図る</li></ul>

#### 〈高松市子ども・子育て支援会議条例（抜粋）〉

第8条 支援会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 支援会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって支援会議の議決とすることができる。

## 4. 社会福祉審議会児童福祉専門分科会との関係

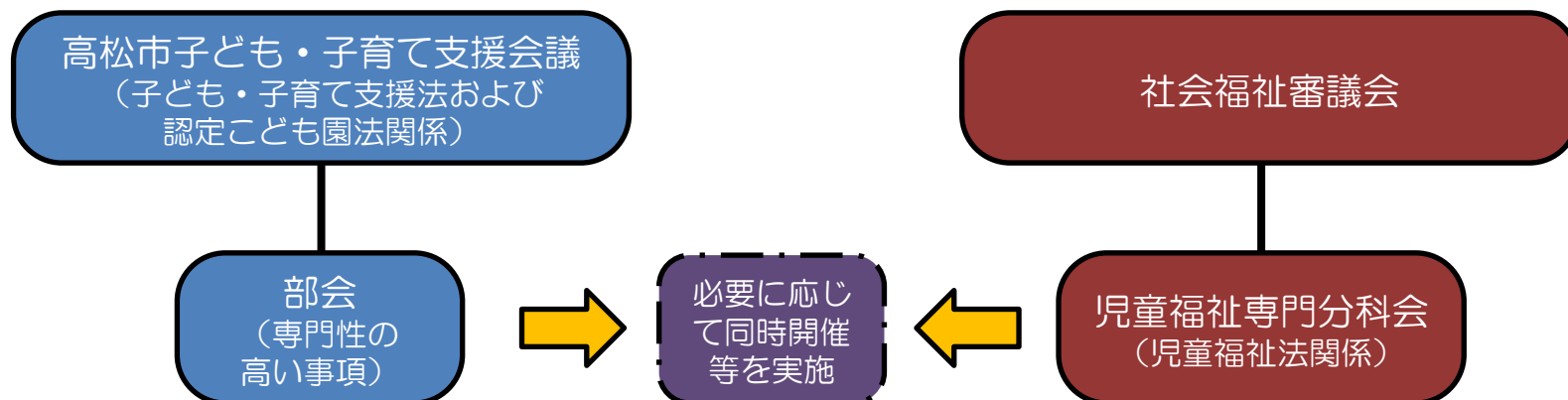
### ◆社会福祉審議会について

- 社会福祉に関する事項を調査審議するための機関（社会福祉法第7条）
- 児童福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉審議会に児童福祉専門分科会を設置

### ◆高松市子ども・子育て支援会議と社会福祉審議会児童福祉専門分科会との役割について

- 両会議とも審議事項に児童福祉の分野を含んでいるため役割分担が必要
- 各会議の審議事項については、
  - ①子ども・子育て支援法および認定こども園法に基づくもの…支援会議
  - ②児童福祉法に基づくもの…社会福祉審議会児童福祉専門分科会を基本とし、審議事項が密接に関連する場合には、両会議の同時開催（議題によって時間差で会議を分ける等）等を実施し、両会議に諮る  
※両会議の委員については、事務手続きや委員の負担等を考慮し統一を図る

## 5. 本市における子ども・子育てに係る審議会のイメージ



## 6. 参照条文等

### 高松市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○高松市子ども・子育て支援会議条例 平成25年3月27日条例第11号</p> <p>2 支援会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とする。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 支援会議の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）子ども・子育て支援法第77条第1項各号ならびに認定こども園法第17条第3項、第21条第2項および第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>○高松市子ども・子育て支援会議条例 平成25年3月27日条例第11号</p> <p>高松市子ども・子育て支援会議条例 （設置）</p> <p>第1条 次代の高松を担う子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 支援会議の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>（2）高松市子ども・子育て条例（平成25年高松市条例第10号。以下「条例」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>（3）前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、条例による子どもを社会全体で健やかに育むための施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。</p> <p style="text-align: right;">以下略</p>

○認定こども園法(抜粋)

(設置等の認可)

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。)の認可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(事業停止命令)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

各号 略

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(認可の取消し)

第二十二条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(都道府県における合議制の機関)

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

○子ども・子育て支援法(抜粋)

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業者の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業者の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

## 子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

### ◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

### ◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）  
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

\* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

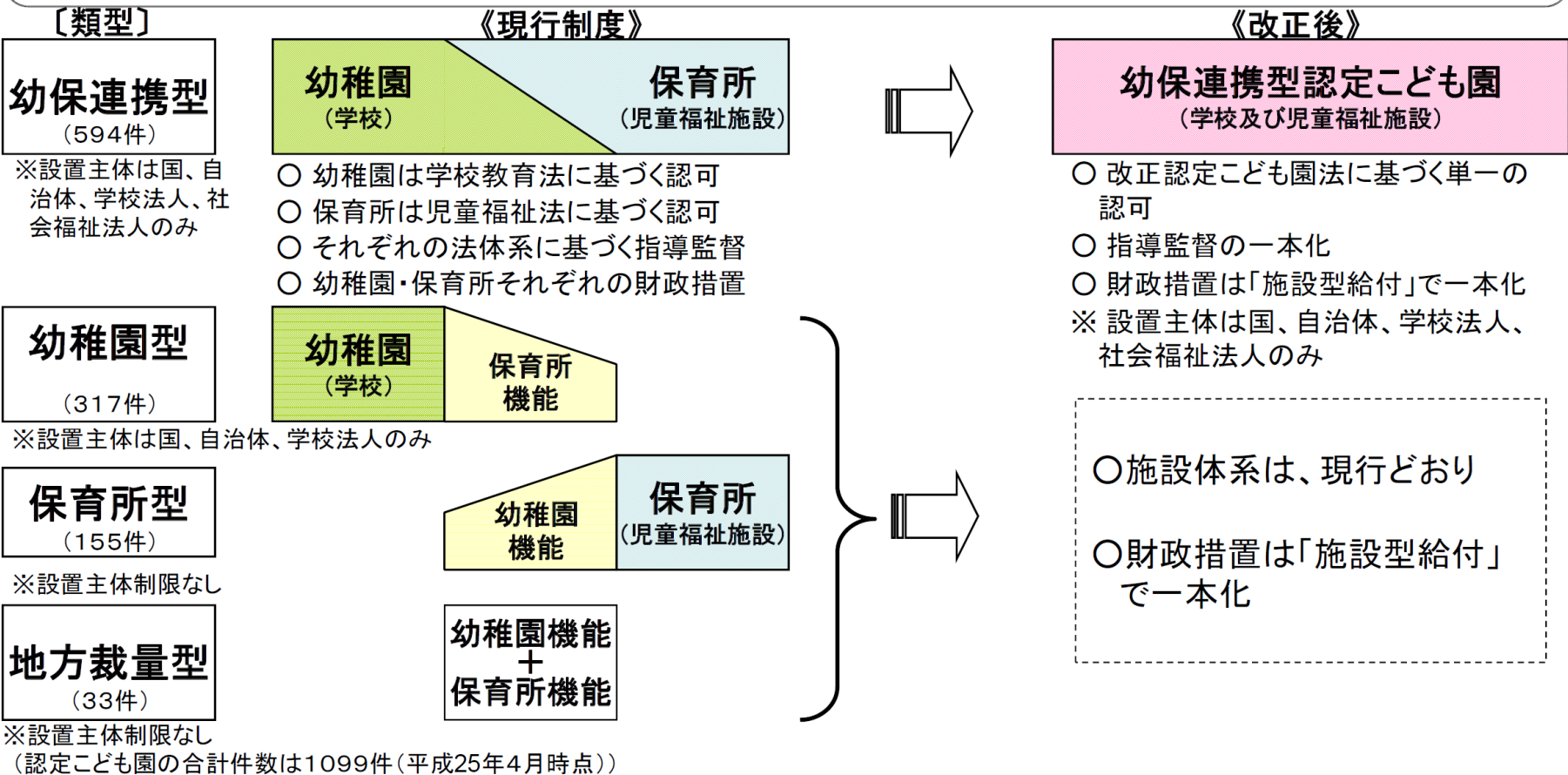
○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実





# 認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
  - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
  - 消費税を含む安定的な財源を確保



## 新たな幼保連携型認定こども園

### ○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

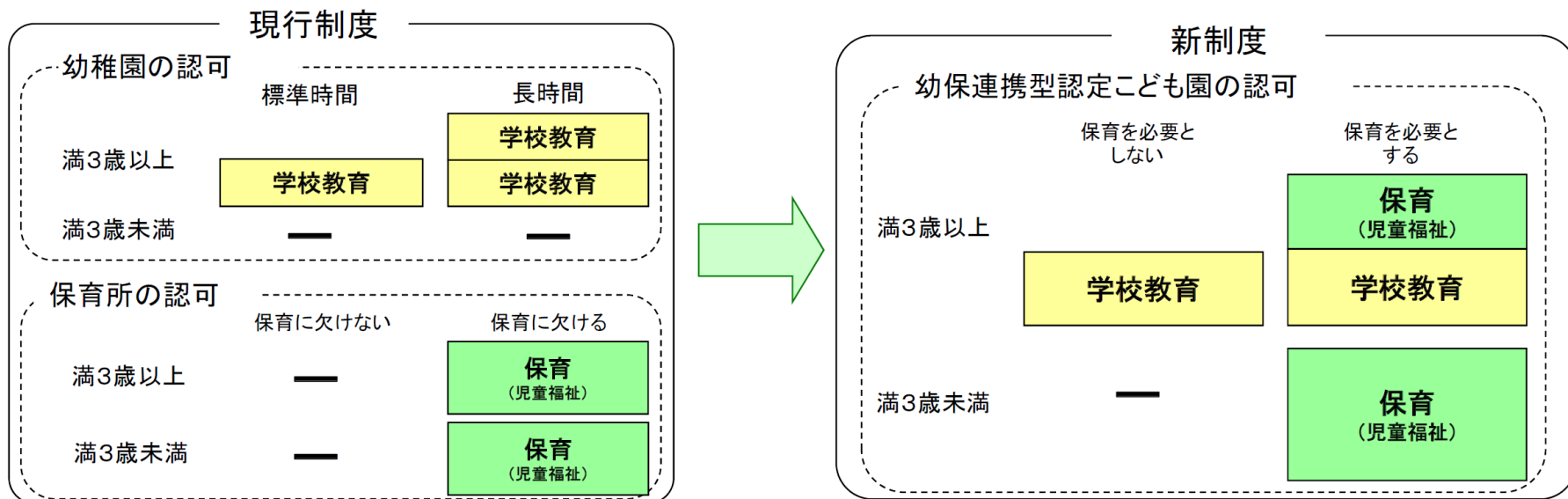
※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。

### ○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

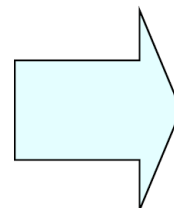
### ○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）



## 現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較(私立の場合)

### <現行制度>

	現行の幼保連携型 認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法
設置 主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 (当分の間、学校法人以外の者が幼稚園を設置できる。(学校教育法附則第6条)) 【保育所】設置主体制限なし ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可等 権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 【認定こども園】認定権者：都道府県知事(又は教育委員会)
指導 監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、 事業停止命令、認可の取消し 【認定こども園】認定の取消し
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準
財政 措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)
利用者 負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)



### <新制度>

	新たな幼保連携型 認定こども園
	認定こども園法
	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 (既存の附則6条園の設置者について、経過措置あり) ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
	都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
	施設型給付(市町村)が基本
	市町村が設定(応能負担) ※一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能